

令和6年第7回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年7月4日（木）午後2時00分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、山本 富義、柴田 智弘、 近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、三宅 静喜
欠席委員	勝野 仁司、田中きょうこ、酒向 崇好
事務局	局長 小池 祐功、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第35号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第36号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第37号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第38号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第39号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和6年第7回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、5番勝野仁司委員と14番田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、12名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、8番酒向崇好委員から欠席届が提出されておりますので、8名です。 これより令和6年第7回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、2番大澤宏保委員、3番中村茂委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局	今回から説明資料については、タブレット端末を利用して行いますので、各委員はタブレット端末の画面準備をお願いいたします。 日程第2、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転3件と贈与による所有権移転1件の合計4件です。 受付番号1番は、今渡の方と広見の方との間における売買による所有権移転です。今渡地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことです。詳細については、資料のとおりです。 受付番号2番は、土田の死亡者の相続財産管理人と土田の方との間における売買による所有権移転です。 土田地内において、譲受人は、申請地を取得して、経営規模の拡大を図るとのことです。詳細については、資料のとおりです。 亡くなった土地所有者の財産を相続する者がいなかったため、弁護士が相続財産管理人となっているものです。 受付番号3番は、東帷子の方と東帷子の方との間における売買による所有権移転です。東帷子地内において、譲受人は、自宅近隣の申請地を取得して、営農の効率化を図るのということです。詳細については、資料のとおりです。 受付番号4番は、矢戸の方と矢戸の方との間における贈与による所有権移転です。矢戸地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るのということです。詳細については、資料のとおりです。 以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。
議長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
中村委員	受付番号1番、今渡お願いします。 農業委員3番の中村から現地確認の報告をします。 受付番号1番は、今渡北小学校、国道21号線北にある5条申請受付番号2番の残地農地となります。東側は5条申請により4区画に宅地分譲され、西側に農地が残り、西側の道路から農地への出入りができ、農地として野菜を栽培して管理される計画で、問題ないと思います。
議長 奥田委員	受付番号2番、土田お願いします。 農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。 受付番号2番は、土田大道の農振農用地内の農地、田です。相続財産管理人が管理されているため、不耕作地となっていますが、今回、地元土田の方が購入され、農地として耕作される計画で、問題ないと思います。
議長 山本(寛)委員	受付番号3番、東帷子お願いします。 推進委員3番の山本から現地確認の報告をします。

議 國 枝 委 員	長 員	受付番号3番は、東帷子古瀬地内にある農地です。譲受人の自宅近隣にある申請地を取得して、今後も農地として耕作される計画で、問題ないと思います。 受付番号4番、矢戸お願いします。 推進委員4番の國枝から現地確認の報告をします。
議 委 員	長 員	受付番号4番は、矢戸横市地内にある農地です。譲受人の自宅に隣接する申請地を贈与により取得して、今後も農地として耕作される計画で、問題ないと思います。 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 議 長	員 長	【意見・質問なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
委 議 長	員 長	議案第35号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第35号は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、日程第3、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号14番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。 また、受付番号4番、15番の案件が、日程第4、議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番、2番の案件とそれぞれ関連しておりますので、併せて審議します。 それでは、事務局に説明を求めます。 事務局 日程第3、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。 申請の内訳は、売買による所有権移転15件、使用貸借権の設定3件、賃貸借権の設定1件の合計19件です。 併せて、日程第4、議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。 申請の内訳は、事業計画の変更による所有権移転2件です。 それでは、5条から説明します。 受付番号1番は、今渡の方と岐阜市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、今渡地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。 受付番号2番は、今渡の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。 転用事業者は、今渡地内で、4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、川合北の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北地内で、隣接地を一体利用して建設業への貸資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号4番は、江南市の法人と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。

事業計画変更の受付番号1番との同時申請となります。

事業計画変更受付番号1番は、転用申請の内容は、5条の受付番号4番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり造成工事を行い、宅地として販売する予定でしたが、造成工事を行う前に買主が見つかりました。そのため、買主を事業承継者として、造成工事を行い、住宅を建築する内容で事業計画変更することとなりました。

受付番号5番は、下恵土の方と多治見市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、徳野南地内で、祖母の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接農地は、貸人の所有地であるため、被害防除は特に行わないとのことです。

受付番号6番は、土田の方と稲沢市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和6年3月1日付で農振除外されています。

受付番号7番は、土田の方外5名と美濃加茂市の法人が賃借権の設定で、一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、砂利採取を行うとのことです。

申請地は、農振農用地内ですが、砂利採取の一時転用で最後は埋立て、農地に復元されます。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、境界より控えて砂利採取を行うとのことです。

現場には有刺鉄線を敷設し安全対策を行ったうえ、安定勾配で掘削するとともに、発生した排水は排水ポンプを設置して用悪水路に排水するとのことです。

なお、一時転用の期間は、18ヶ月となります。また、砂利採取法に基づく計画の認可は、県へ申請中となっており、同時許可の予定です。

受付番号8番は、関市の方と多治見市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、土田の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号10番は、土田の方と笠松町の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。

平成28年以前より申請地の一部を駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号11番は、土田の方外1名と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の進入路敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和53年に隣接地の進入路として分筆され、進入路として使用されていましたが、現在に至るまで農地転用の許可申請がされないままとなっていたもので、経緯書が提出されています。

受付番号12番は、東帷子の方と緑の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

5条受付番号13番と一体開発となるため、都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

受付番号13番は、東帷子の方と緑の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、共同住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

受付番号14番は、書類不備により審議先送りとなっております。

受付番号15番は、一宮市の法人と七宗町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、建築条件付きで2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更、受付番号2番と同時申請となります。

事業計画変更、受付番号2番は、転用申請の内容は、5条の受付番号15番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり事業を進める予定でしたが、以前より取引のある事業者から、事業を譲ってほしい旨の強い要望があり、これに応じることになりました。

受付番号16番は、下切の方とみずきヶ丘の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、隣接地を一体利用して、造園業の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既存施設敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号17番は、多治見市の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号18番は、久々利の方外2名と羽崎の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、久々利地内で、隣接地を一体利用して、庭木の仮植用地として利用するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状のまま利用するとのことです。

都市計画法及びまちづくり条例に基づく協議が必要な案件で、協議中です。

この案件は、譲渡人が、許可を得ないまま、昭和40年以前に申請地の一部を埋め立てていたのと、平成11年に倉庫を建築していたため、始末書が提出されています。

受付番号19番は、中恵土の方と岐阜市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号20番は、兼山の方外2名と多治見市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、兼山地内で、建築業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

許可前に工事に着工したため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責

議	長	任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
		只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
		受付番号 1 番、2 番、今渡お願いします。
中	村 委 員	農業委員 3 番の中村が受付番号 1 番、2 番の案件について報告します。
		受付番号 1 番は、公設市場、国道 21 号線南にある国道 21 号線側道に隣接する農地で、父の所有地の一部を分筆し、使用貸借権を設定して、個人住宅を建築するための転用申請です。西側は雑種地、南、東は、父の所有農地のままです。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
		受付番号 2 番は、3 条受付番号 1 番と同一地で、今渡北小学校、国道 21 号線北にある、土地改良区内の農地を転用して 4 区画に宅地分譲する申請です。隣地に農地は無く、土地改良区の同意もあり、上下水道とも整備されており、雨水は東側道路に側溝を整備され、南側既設側溝へ接続され排水されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 3 番、川合お願いします。
大	澤 委 員	農業委員 2 番の大澤が受付番号 3 番の案件について報告します。
		受付番号 3 番は、川合の区画整理地内にある耕作放棄となっている農地で、隣接者が購入して、既存の資材置場と一体利用されます。資材置場として利用されるため、上下水道の利用は無く、雨水は自然浸透と道路側溝への排水で、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 4 番、及び事業計画変更受付番号 1 番、下恵土お願いします。
中	村 委 員	農業委員 3 番の中村が受付番号 4 番及び事業計画変更受付番号 1 番の案件について報告します。
		受付番号 4 番及び事業計画変更受付番号 1 番は、同一地ですから併せて説明します。下恵土古市場地内にある農地です。当初事業計画者は購入して宅地分譲する予定でしたが、事業を実施する前に承継者から購入したいと強い要望があり、承継者自らが造成工事を行い、住宅を建築されるための申請です。隣接地に農地は無く、土地改良区の同意もあります。上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水で、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 5 番、徳野南お願いします。
中	村 委 員	農業委員 4 番の中村が受付番号 5 番の案件について報告します。
		受付番号 5 番は、徳野南区画整理地内にある農地で、祖母の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するための申請です。東側隣接地は祖母の所有農地で、特別被害防除は行いません。区画整理地内で上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水で、転用されても、問題ないと思います。
議	長	受付番号 6 番から 11 番、土田お願いします。
津	田 委 員	推進委員 2 番の津田が受付番号 6 番の案件について報告します。
		受付番号 6 番は、土田の葬儀場南にある農振農用地を除外して共同住宅 1 棟を建築するための転用申請です。隣接者への説明も済み、東側農地の排水先として、転用敷地の境界内側の東と南に側溝を新設して、西側の排水路へ排水出来るよう工事されます。また、隣

	接地への被害防除策としては、コンクリートブロック及び擁壁を設置されます。土地改良管理組合の同意もあり、水路管理敷地には、コンクリートを張られます。上下水道とも整備されており、雨水排水は、西側にある排水路への排水となります。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。
奥 田 委 員	農業委員 4 番の奥田が受付番号 7 番、8 番、9 番の案件について報告します。 受付番号 7 番は、JA めぐみの土田支店の西、農振農用地内の農地で、砂利採取のための一時転用申請です。期間は許可日から 18 ケ月となります。安全対策を行い掘削され、排水はポンプを設置して、北側の雨水排水路へ排水されます。砂利採取事業完了後は農地への原状回復をされます。砂利採取事業で、周辺道路が汚れることが予想されますので、見守りは行いたいと思います。砂利採取の一時転用は、問題ないと思います。 受付番号 8 番は、土田花軒にある農地で、購入して一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、南側農地への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は北側市道側溝への排水、上下水道とも北側市道に整備されており、転用されても、問題ないと思います。 受付番号 9 番は、土田の大型花き販売施設の南にある農地を既存の住宅地と一体利用して住宅を建て替えるための転用申請です。周囲に農地は無く、既存住宅地と一体利用されますので、転用されても、問題ないと思います。
津 田 委 員	推進委員 2 番の津田が受付番号 10 番、11 番の案件について報告します。 受付番号 10 番は、土田東山の市道広見土田線の北にある農地で、父の所有地に使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するための転用申請です。北側の農地は父の所有農地ですが、被害防除策はされます。雨水は南側市道側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。 受付番号 11 番は、土田東山、名鉄広見線北に接する所にある農地です。事務局から説明がありましたが、昭和 53 年から譲受人の自宅への進入路として利用されており、経緯書が提出されており、現状は碎石敷の道路形状になっています。側溝も整備されて、北側の道路側溝へ接続されており、雨水は自然浸透と側溝への排水で、問題ないと思います。
議 長 山本（寛）委員	受付番号 12 番、13 番、東帷子お願いします。 推進委員 3 番の山本が受付番号 12 番、13 番の案件について報告します。 受付番号 12 番は、東帷子中切地内、名鉄広見線西可児駅から東へ約 300m の所にあり、中切地区の住宅地に隣接する農地で、3 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。 周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は市道道路側溝への排水、上下水道は前面道路に整備されており、転用されても、問題ないと思います。 受付番号 13 番は、12 番の隣接地で、同じく東帷子中切地内、名鉄広見線西可児駅から東へ約 300m の所にあり、中切地区の住宅地に隣接する農地で、栗畑を造成して共同住宅 1 棟を建築するための転用申請です。周囲にコンクリート擁壁、ブロックを設置して被害防除され、雨水は市道道路側溝への排水、上下水道は前面道路に整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長 國 枝 委 員	受付番号 15 番及び事業計画変更受付番号 2 番、矢戸お願いします。 推進委員 4 番の國枝が受付番号 15 番及び事業計画変更受付番号 2 番の案件について報

議長
鈴木(泰)委員

告します。

受付番号 15 番と事業計画変更受付番号 2 番は、同一地ですので併せて説明いたします。

矢戸地内の農地で、事業承継者が建築条件付きで 2 区画に宅地分譲する転用申請です。隣接所有者への説明も済み、水道について市の水道からの引き込み、下水は、合併浄化槽を設置し、雨水と同様に道路側溝への排水で、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 16 番、17 番、下切お願いします。

推進委員 5 番の鈴木が受付番号 16 番、17 番の案件について報告します。

受付番号 16 番は、下切古入洞の農地で、隣接地を造園業の資材置場として利用している譲受人が、従業員用駐車場として、既存地と一体利用するための転用申請です。

隣接地に農地はありません。駐車場として利用されますので、上下水道の利用は無く、雨水は自然浸透で、転用されても問題ないと思います。

受付番号 17 番は、同じく下切青木の旧国道 248 号線沿い、多治見市と可児市が入り組んだ行政界にある、可児市側の農地です。

北側には、譲受人の父親の家、実家があり、南隣に一般個人住宅を建築するための転用申請です。

南側に譲渡人の畑が残りますが、コンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は、北側の水路を経て、前面道路、旧 248 号線側溝へ排水されます。

上下水道については、上水道は、前面の旧 248 号線に、多治見市の上水道管が敷設してあるので、区域外給水として、多治見市から給水を受けられ、下水道については、隣の実家まで可児市の下水道管が敷設してあるため、この下水道管へ接続して排水されます。

以上の事から転用されても、問題ないと思います。

議長
竹谷委員

受付番号 18 番、久々利お願いします。

農業委員 11 番の竹谷が受付番号 18 番の案件について報告します。

受付番号 18 番は、久々利大萱地内の県道沿いの農地で、譲受人の造園業者が庭木の仮植用地として利用されます。現状のまま利用され、上下水道の利用は無く、雨水は自然浸透で、農業用排水への影響はありませんので、転用されても、問題ないと思います。

議長
三宅委員

受付番号 19 番、中恵土お願いします。

推進委員 9 番の三宅が受付番号 19 番の案件について報告します。

受付番号 19 番は、可児工業高校の北にある農地で、分譲住宅 2 棟を建築するための転用申請です。現況は畑で農業用施設への影響はありません。周囲は被害防除策としてコンクリートブロックを設置され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長
三宅委員

受付番号 20 番、兼山お願いします。

推進委員 9 番の三宅が受付番号 20 番の案件について報告します。

受付番号 20 番は、兼山にある農地を、建設業の露天資材置場として利用するための転用申請です。周囲に農地はありませんので農業用施設への影響はありません。資材置場として利用されますので上下水道の利用はありません。雨水は申請地の間に排水路があり、この排水路を利用して道路側溝への排水となります。周囲への被害防除策として、既設の石済みと新たにコンクリートブロックを設置されます。転用されても、問題ないと思いま

議	長	す。
委	員	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	【意見・質疑なし】 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 36 号及び議案第 37 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 36 号及び議案第 37 号は、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 5、議案第 38 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事	務	日程第 5、議案第 38 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。
局		今月の申請は、1 件です。 受付番号 1 番は、広見の方が所有する広見地内の田です。 該当農地は、昭和 54 年には既に県道の一部として整備されており、現在に至るとのことです。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、広見をお願いします。
奥村（保）委員		農業委員 12 番の奥村が受付番号 1 番の案件について報告します。 受付番号 1 番は、広見地内、市立図書館の東、県道可児停車場線の道路となっている農地です。事務局からの説明のとおり昭和 54 年から道路敷地として利用されており、非農地として問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 38 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 38 号は、原案のとおり承認することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 6、議案第 39 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事	務	日程第 6、議案第 39 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。 今月の申請は、1 件です。
局		

議 員	長	受付番号 1 番は、川合の方と土田の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。 土田地区内の該当農地について、令和 9 年 7 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
		【意見・質疑なし】 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 39 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。
議 員	長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 39 号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。
		以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議 事	局	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
		それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 6 月指導分について報告します。 別紙資料 1 をご覧ください。(12 箇所) 農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。 2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 6 月届出分です。 届出はありませんでした。 3. 農業用施設の届出書の 6 月届出分です。 別紙資料 2 をご覧ください。(1 箇所) 4. 6 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。 8 件の届出がありました。 田 21 筆 15,013.00 m² 畑 35 筆 12,766.70 m² 合計 56 筆 27,779.70 m² 5. 今後の日程について説明します。 次回の現地確認は、7 月 30 日の火曜日を予定しています。 令和 6 年第 8 回農業委員会総会は、令和 6 年 8 月 2 日金曜日に午後 2 時から庁舎 5 階 全員協議会室で開催を予定しています。 6. 岐阜県農業会議が発行している、農業委員会 1 事例づくり事例集について説明。
議 員	長	これ을もちまして、令和 6 年第 7 回可児市農業委員会総会を閉会いたします。 委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。